

用途(1) (5月対象／建築物、防火(常閉)はR8年から2年ごと。設備、防火(随閉)※1は毎年。)

劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外觀覧場は除く。)、公会堂、集会場
避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)以外の階を当該用途に供するもので、 ・3階以上の階における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・当該用途の客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ・地階※2における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・主階が1階にないもの(劇場、映画館、演芸場に限り)
病院、診療所(患者の収容施設があるもの)、ホテル、旅館、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、政令第115条の3第一号に規定する児童福祉施設等
避難階以外の階を当該用途に供するもので、 ・3階以上の階における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・2階における当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ・地階※2における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの

用途(2) (8月対象／建築物、防火(常閉)はR8年から3年ごと。設備、防火(随閉)は毎年。)

学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場
避難階以外の階を当該用途に供するもので、 ・3階以上の階における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上のもの

用途(3) (10月対象／建築物、防火(常閉)はR7年から2年ごと。設備、防火(随閉)は毎年。)

百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗
避難階以外の階を当該用途に供するもので、 ・3階以上の階における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・2階における当該用途の床面積の合計が500㎡以上のもの ・地階※2における当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ・当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上のもの

- ・建築設備は、上記の建築物に設置されている機械排煙設備、予備電源別置型の非常用照明が対象
- ・防火設備は、上記の建築物に設置されている随時閉鎖式の防火設備(防火ダンパーを除く)、常時閉鎖式防火扉(各階主要なものに限る。※3)が対象

※1 建築物が定期調査対象外であっても病院、診療所(患者の収容施設があるもの)、高齢者等就寝用途で200㎡を超える建築物については、随時閉鎖式の防火設備(防火ダンパーを除く)のみ定期報告の対象

※2 地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物については階数が3以上のものに限る

※3 各階の主要なものとは原則「避難経路に設けられたもの」「吹抜きに面して設けられたもの」「日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの」